

自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓ チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名 ()

○集団指導

※根拠
➢介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
集団指導	本市が実施する集団指導に出席等していますか。 ＜過去2年の出席状況＞ 令和 年度・・・(出席 ・ 欠席) 令和 年度・・・(出席 ・ 欠席) ※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 ➢集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改革内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 ➢集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。	□	□	

○指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠
➢介護保険法(以下「法」という。)
➢鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
Ⅰ 定義及び基本方針				
1. 定義 法第8条第22項	「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下であるものに限る。以下この項において同じ。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者(厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項及び第27項において同じ。)に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。以下この項において同じ。)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」とは、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。			

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 基本方針 条例第150条	(1)指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。 (2)指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。 (3)指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	☐	☐	
Ⅱ 人員に関する基準				
1. 従業者の員数 条例第151条	(1)従業者の員数は以下の基準を満たしているか。 ①医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数(入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。) ②生活相談員 1人以上 生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上。 ③介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。) ア. 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者が3人又はその端数を増すごとに1人以上。介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。 $\frac{\text{入所者}}{(\quad)人} \div 3 = (\quad) \leq (\quad)人$ ※入所者の数は前年度の平均値。 イ. 看護職員の数は、1人以上。看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上。 ④栄養士又は管理栄養士 1人以上 ※ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより、当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 ⑤機能訓練指導員 1人以上 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。 機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。 >「訓練を行う能力を有する者」とは 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は一定の実務経験を有するはり師、きゅう師。 ※一定の実務経験を有するはり師、きゅう師 ⇒ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者。 ※ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。	☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1. 従業者の員数 条例第151条	⑥介護支援専門員 1人以上 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。	☐	☐	
	(2)施設の従業者は、専ら当該施設の職務に従事する者ですか。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	☐	☐	
	(3)サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	☐	☐	
	(4)サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次に掲げる区分に応じ、当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ①指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 ②介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 ③病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100床以上の病院の場合に限る。) ④介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員	☐	☐	
	(5)指定地域密着型介護老人福祉施設に、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合には、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	☐	☐	
	(6)指定地域密着型介護老人福祉施設に、指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	☐	☐	
	(7)指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限としていますか。	☐	☐	
	(8)指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1. 従業者の員数 条例第151条	(9)指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が基準に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。	☐	☐	
	(10)医師及び介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあって、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1人以上（入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。）とする。	☐	☐	
Ⅲ 設備に関する基準				
1. 設備 条例第152条	(1)施設の入所定員は、29人以下ですか。	☐	☐	
	(2)施設の設備の基準は、次のとおりとなっていますか。			
	①居室 ア. 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする。イ. 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 ウ. ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	☐	☐	
	②静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。			
	③浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。	☐	☐	
	④洗面設備 ア. 居室のある階ごとに設けること。 イ. 要介護者が使用するのに適したものとすること。			
	⑤便所 ア. 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 イ. ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。			
	⑥医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	☐	☐	
	⑦食堂及び機能訓練室 ア. それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 イ. 必要な備品を備えること。			
	⑧廊下幅 1. 5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。 ⑨消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
Ⅳ 運営に関する基準				
1. 内容及び手続きの 説明及び同意 条例第177条準用条 例第9条	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ・重要事項に関する規程の概要 ・介護従事者の勤務の体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況等	☐	☐	
2. 提供拒否の禁止 条例第177条準用条 例第10条	事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	☐	☐	
3. サービス提供困難 時の対応 条例第153条	施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。	☐	☐	
4. 受給資格等の確 認 条例第177条準用条 例第12条	(1)事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	☐	☐	
5. 要介護認定の申 請に係る援助 条例第177条準用条 例第13条	(1)事業者は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
6. 入退所 条例第154条	(1)施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供していますか。	☐	☐	
	(2)施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めていますか。	☐	☐	
	(3)施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めていますか。	☐	☐	
	(4)施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討していますか。	☐	☐	
	(5)(4)の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
6. 入退所 条例第154条	(6)施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
	(7)施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐	☐	
7. サービスの提供の記録 条例第155条	(1)施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載していますか。	☐	☐	
	(2)施設は、サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。	☐	☐	
8. 利用料等の受領 条例第156条	(1)施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	☐	☐	
	(2)施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	☐	☐	
	(3)施設は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けていますか。 ①食事の提供に要する費用 ②居住に要する費用 ③厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤理美容代 ⑥①から⑤に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの	☐	☐	
	(4)(3)の①から④までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとなっていますか。	☐	☐	
	(5)施設は、(3)の①から⑥に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ていますか。 ただし、(3)の①から④までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	☐	☐	
9. 保険給付の請求のための証明書の交付 条例第177条準用条例第22条	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
10. 指定地域密着型 介護老人福祉施設入 所者生活介護の取扱 方針 条例第157条	(1)施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行っていますか。	☐	☐	
	(2)サービスは、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。	☐	☐	
	(3)施設の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。	☐	☐	
	(4)施設は、サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 →事例:(有・無)	☐	☐	
	※介護保険指定基準上、利用者の身体拘束が認められるのは、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが、極めて慎重に実施されているケースに限られます。			
	(5)施設は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	☐	☐	
	(6)施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。	☐	☐	
	①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。	☐	☐	
	②身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	☐	☐	
	③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していますか。	☐	☐	
	(7)施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐	☐	
11. 地域密着型施設 サービス計画の作成 条例第158条	(1)施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	☐	☐	
	(2)地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。	☐	☐	
	(3)計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	☐	☐	
	(4)計画担当介護支援専門員は、(3)に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っていますか。 この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
11. 地域密着型施設 サービス計画の作成 条例第158条	(5)計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成していますか。	☐	☐	
	(6)計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対するサービスの提供に当たる他の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	☐	☐	
	(7)計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(8)計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際は、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付していますか。	☐	☐	
	(9)計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行っていますか。	☐	☐	
	(10)計画担当介護支援専門員は、(9)に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。 ①定期的に入所者に面接すること。 ②定期的にモニタリングの結果を記録すること。	☐	☐	
	(11)計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 ①入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ②入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	☐	☐	
	(12)(2)から(8)までの規定は、(9)に規定する地域密着型施設サービス計画の変更についても準じていますか。	☐	☐	
12. 介護 条例第159条	(1)介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行っていますか。 ➤たんの吸引等を行う場合は、「喀痰吸引等研修」又は平成28年度以降の介護福祉士「実地研修」を受講した介護福祉士及び介護職員等が、「認定特定行為業務従事者」として県から認定証の交付を受けた上で、「登録特定行為事業者」として県に登録する必要があります。 →介護職員による喀痰吸引等の実施事例 (有・無) →看護職員以外による褥創等の処置事例 (有・無)	☐	☐	
	(2)施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきを行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
12. 介護 条例第159条	(3)施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
	(4)施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えていますか。	☐	☐	
	(5)施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備していますか。	☐	☐	
	(6)施設は、入所者に対し、(1)から(5)に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行っていますか。	☐	☐	
	(7)施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。	☐	☐	
	(8)施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	☐	☐	
13. 食事 条例第160条	(1) 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。 ➢ 入所者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入所者の栄養状態に応じた栄養管理を行うよう努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入所者の身体の状態や食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。 ➢ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。 → 食事時間() ➢ 食事の提供に関する業務委託(あり・なし) (業務委託先:) ➢ 入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。 ➢ 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。	☐	☐	
	(2) 入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。 ➢ 入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で食事の提供が行われるよう努めなければならないこと。	☐	☐	
14. 相談及び援助 条例第161条	施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	☐	☐	
15. 社会生活上の便宜の提供等 条例第162条	(1)施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行っていますか。	☐	☐	
	(2)施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。	☐	☐	
	(3)施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	☐	☐	
	(4)施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
16. 機能訓練 条例第163条	施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っていますか。	☐	☐	
17. 栄養管理 条例第163条の2	(1)入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていますか。	☐	☐	
	(2)入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。 ➤栄養ケア計画の作成にあたっては、施設サービス計画との整合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができる。	☐	☐	
	(3)入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していますか。	☐	☐	
	(4)入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していますか。	☐	☐	
18. 口腔衛生の管理 条例第163条の3	(1)指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていますか。 ※当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。	☐	☐	
	指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対する口腔衛生の管理について、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うこと。	☐	☐	
	(2)当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士(以下「歯科医師等」という。)が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行っていますか。	☐	☐	
	(3)当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施していますか。	☐	☐	
	(4)(1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直していますか。 ➤口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。 イ 助言を行った歯科医師 ロ 歯科医師からの助言の要点 ハ 具体的方策 ニ 当該施設における実施目標 ホ 留意事項・特記事項	☐	☐	
	(5)医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(3)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
19. 健康管理 条例第164条	施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っていますか。	☐	☐	
20. 入所者の入院期間中の取扱い 条例第165条	施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにしていますか。 →事例（有・無）	☐	☐	
21. 利用者に関する市への通知 条例第177条準用条例第28条	事業者は、サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 ①正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	☐	☐	
22. 緊急時等の対応 条例第165条の2	(1)施設は、現にサービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めていますか。	☐	☐	
	(2)施設は、(1)の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行っていますか。	☐	☐	
23. 管理者による管理 条例第166条	施設の管理者は、専ら当該施設の職務に従事する常勤の者ですか。 ただし、以下の場合であって、当該施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ①当該施設の従業者としての職務に従事する場合 ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 ③当該施設がサテライト型居住施設である場合であって、当該サテライト型居住施設の本体施設の管理者又は従業者としての職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事する場合 →兼務（有・無） 有の場合→施設等名（ ） 職務名（ ）	☐	☐	
24. 管理者の責務 条例第177条準用条例第59条の11	(1)管理者は、当該施設の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	☐	☐	
	(2)管理者は、当該施設の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
25. 計画担当介護支援専門員の責務 条例第167条	計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っていますか。	☐	☐	
	①入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。	☐	☐	
	②入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。	☐	☐	
	③その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。	☐	☐	
	④入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。	☐	☐	
	⑤第157条第5項に規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。	☐	☐	
	⑥苦情の内容等の記録を行うこと。	☐	☐	
	⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。	☐	☐	
26. 運営規程 条例第168条	施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 (1)施設の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)入所定員 (4)入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5)施設の利用に当たっての留意事項 (6)緊急時等における対応方法 (7)非常災害対策 (8)虐待の防止のための措置に関する事項 (9)その他施設の運営に関する重要事項	☐	☐	
27. 勤務体制の確保等 条例第169条	(1)施設は、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
27. 勤務体制の確保等 条例第169条	(2)施設は、当該施設の従業者によってサービスを提供していますか。 ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	☐	☐	
	(3)施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していますか。 ➤全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
	(4)適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
28. 業務継続計画の策定等 条例第177条準用条例第32条の2	(1)感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。	☐	☐	
	(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施していますか。	☐	☐	
	(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	☐	☐	
29. 定員の遵守 条例第170条	施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていませんか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
30. 非常災害対策 条例第177準用第5 9条の15	(1)立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てていますか。 ➤火災・地震に関する計画に加え、風水害等、各々の施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対し、網羅的に対応できていますか。 ➤上記計画に以下の項目が含まれていますか。 ①介護保険施設等の立地条件(地形等) ②災害に関する情報の入手方法 (「避難準備情報」等の情報の入手方法確認等) ③災害時の連絡先及び通信手段の確認 (自治体、家族、職員等) ④避難を開始する時期、判断基準 (「避難準備情報発令」時等) ⑤避難場所(市指定避難場所、施設内の安全スペース等) ⑥避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ⑦避難方法(利用者ごとの避難方法(車イス、徒歩等)) ⑧災害時の人員体制、指揮系統 (災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ⑨関係機関との連携体制 ※起こりうる災害の範囲について疑義がある場合は、消防及び防災部局と協議の上、決定すること。			
	(2)(1)の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していますか。			
	(3)非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知していますか。			
	(4)非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 →過去3年間の避難訓練等の内容及び実施日 避難訓練等の内容 実施日 (			

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
31. 衛生管理等 条例第171条	(2)施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の①から④に掲げる措置を講じていますか。	☐	☐	
	①当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	☐	☐	
	②当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	☐	☐	
	③当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。	☐	☐	
	④①から③に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	☐	☐	
32. 協力医療機関等 条例第172条	(1)施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関(③の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めていますか。 ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該要件を満たすこととしても差し支えない。 ①入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ②施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ③入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 協力医療機関 ()、()、() ※令和6年度診療報酬改定において新設される地域包括医療病棟を持つ医療機関は、在宅療養支援病院等を除き、連携の対象として想定される医療機関には含まれないため留意すること。 ※③の要件については、必ずしも当該施設の入所者が入院するための専用の病床を確保する場合でなくとも差し支えなく、一般的に当該地域で在宅療養を行う者を受け入れる体制が確保されていればよい。 ※令和9年3月31日までの経過措置期限を待たず、可及的速やかに連携体制を構築することが望ましい。	☐	☐	
	(2)施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該施設に係る指定を行った市長に届け出していますか。 ※協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに指定権者に届け出ること。 ※経過措置期間において、要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置の期限内に確保するための計画を併せて届け出を行うこと。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
32. 協力医療機関等 条例第172条 ※令和9年4月1日 より、義務化となり ます。	(3)施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めていますか。 ※取り決めの内容としては、流行初期期間経過後(新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後)において、当該施設の入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。	☐	☐	
	(4)施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていますか。	☐	☐	
	(5)施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めていますか。 ※必ずしも退院後に再入所を希望する入所者のために常にベッドを確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入所できるよう努めなければならないということである。	☐	☐	
	(6)施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 協力歯科医療機関 ()、()、()	☐	☐	
33. 掲示 条例第177条準用条 例第34条	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。 ・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和7年4月1日から施行) ※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。	☐	☐	
34. 秘密保持等 条例第173条	(1)施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	☐	☐	
	(2)施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
	(3)施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ていますか。	☐	☐	
35. 広告 条例第177条準用条 例第36条	広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。 ・パンフレット(有・無) ・ホームページ(有・無) ・介護サービス情報公表システムへの掲載(年 月 日)	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
36. 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 条例第174条	(1)施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	☐	☐	
	(2)施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	☐	☐	
37. 苦情処理 条例第177条準用条例第38条	(1)提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための受付の窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
	(2)(1)の苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録していますか。	☐	☐	
	(3)苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っていますか。	☐	☐	
	(4)提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出等に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有・無)	☐	☐	
	(5)市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告していますか。 →事例:(有・無)	☐	☐	
	(6)提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有・無)	☐	☐	
	(7)国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 →事例:(有・無)	☐	☐	
38. 地域との連携等 条例第177条準用条例第59条の17	(1)事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下「運営推進会議」という。)を設置していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
38. 地域との連携等 条例第177条準用条 例第59条の17	(2)運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告しその評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 →運営推進会議の開催月 今年度() 前年度() 前々年度()	☐	☐	
	(3)事業者は、(2)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。 ➤運営推進会議の記録については、事業所からの活動状況報告だけではなく、構成員からの評価、要望、助言等も記録すること。また、記録は5年間保存すること。 ➤公表については、事業所内でファイル等に綴り自由に閲覧できるようにする、すべての利用者の家族に対し、運営推進会議の記録を配布する等個人情報の取扱いに十分配慮したうえで、広く公表すること。	☐	☐	
	(4)事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	☐	☐	
	(5)事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	☐	☐	
39. 事故発生の防止 及び発生時の対応 条例第175条	(1)施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 →事故事例(有・無)	☐	☐	
	①事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 →事故発生防止のための指針(有・無)	☐	☐	
	②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 →従業者への周知(有・無) →有の場合、周知の方法()	☐	☐	
	③事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 →定期的な研修会の実施(有・無) (研修内容:)	☐	☐	
	④上記①から③の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
39. 事故発生の防止 及び発生時の対応 条例第175条	(2)施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故の発生(有・無) →有の場合、市への連絡(有・無) →家族等への連絡(有・無) (3)指施設は、(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 (4)施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ➢賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 →損害賠償保険への加入(有・無) →損害賠償事例(有・無)	☐	☐	
40. 虐待の防止 条例第177条準用条例第40条の2	施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②施設における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	
41. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 条例第177条準用条例第106条の2 ※令和9年4月1日より、義務化となります。	施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催していますか。 ※事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ※本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ※委員会の名称については、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。	☐	☐	
42. 会計の区分 条例第177条準用条例第41条	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	☐	☐	
43. 記録の整備 条例第176条	(1)施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
43. 記録の整備 条例第176条	(2)施設は、入所者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①地域密着型施設サービス計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦報告、評価、要望、助言等の記録	☐	☐	
44. 電磁的記録等 条例第203条 予防条例第91条	1 指定地域密着型(介護予防)サービス事業者及び指定地域密着型(介護予防)サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 2 指定地域密着型(介護予防)サービス事業者及び指定地域密着型(介護予防)サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。			
V 変更の届出等				
介護保険法第78条の5	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市長に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③登記事項証明書又は条例等 ④事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦協力医療機関の名称及び診療科目並びに契約の内容(協力歯科医療機関があるときはこれを含む。) ⑧介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援体制の概要 ⑨地域密着型サービス費の請求に関する事項 ⑩介護支援専門員の住所及びその登録番号	☐	☐	